

医事紛争のしおり

「患者サポート体制充実加算」によって 変化はみられたか

平成14年度診療報酬改定で新設された「患者サポート体制充実加算」の施設基準である患者相談窓口の利用者アンケートの結果は、約9割の患者さんがある程度問題解決が出来たと答えている。この制度の新設により医療者と患者側を繋ぐ体制の確立がなされ、クレームや医療紛争の減少に期待するものであるが、現状はどうであろうか。

岡山済生会総合病院医療安全部の寺川文士氏の報告を踏まえ考えてみた。

司法統計による医療関係訴訟の動向は、平成16年に最大件数として年間1,089件の新規受付があり、その後の平成21年以降は700件台で推移している。そもそも平成11年から12年にかけて、社会に注目される事件が立て続けに発生したことを契機として、医療安全の取り組みが始まったのは、御存じの通りである。そして、これらの事件を境に社会的関心も大きく高まり、医療に関する紛争がマスコミ報道をされる件数も平成14年のピークまで増加していった。

平成14年、病院・有床診療所に医療安全管理体制の整備が義務付けられ、医療安全への様々な取り組みがなされた結果、今日に至っている。因みに20年以上前の平成4年新規医療関係訴訟受付件数は、年間370件であった。

医療訴訟が提起されるきっかけには様々有り、その背景には医療者と患者さん側との日頃からのコミュニケーションが問題となる。信頼関係の構築により、多くの医療紛争は防ぐことが可能である。医療者がインフォームドコンセントの重要性を十分に理解し、患者・家族が納得する説明を行い、その内容や説明文書をカルテに保存しておくことである。普段のICの重要性は勿論であるが、何か事が生じた場合のICこそが大事である。患者さんの疑問や不安を聞き医療トラブルが顕在化することなく、医療機関として改善・整備をすることが医療紛争を未然に防ぐ、第一歩である。

訴訟件数は、必ずしも医療事故件数とは比例しておらず、世論やマスメディアの論調により大きく変化し、近時は法整備の確立によっても変わりつつある。現に産科医療補償制度により様子が変わった様に、厚生労働省で現在検討されている医療事故調査・無過失補償制度は、今後の医療を取り巻く状況を大きく変えるであろう内容であり、それらの展開を注意深く見守らなければならない。下記の数字は医事関係訴訟事件の状況であるが、全国に比べて岡山の地域性や特異性をよく象徴し、取り巻く医療訴訟環境を如実に表しているものと言えよう。

○医事関係訴訟事件処理状況(含む、地裁・簡裁事件)

最高裁判所司法統計より

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
新規受付	876件	732件	791件	768件	793件
既済事件	986件	952件	921件	801件	844件
平均審理	24.0月	25.2月	24.4月	25.1月	24.5月
認容率	26.7	25.3	20.2	25.4	22.6

※ 認容率とは、判決総数に対して一部でも容認をした件数の占める割合をいう。
(訴えた内容の20数パーセントしか認められていないということ)

○岡山地方裁判所での医事関係訴訟事件処理状況

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
新規受付	22件	11件	16件	20件	24件
既済事件	8件	15件	21件	31件	11件
平均審理	39.2月	35.9月	25.4月	37.7月	32.0月

以上現状による報告であるが年々訴訟に対する考えも変わってきている事がわかる。しかし、岡山でも人口に対して弁護士的大幅な増加があり実質経験が浅い弁護士が始めて医療訴訟にかかわるケースも目立ち、マニュアルを読んでそのとおり実行しようとしたり、争点を整理して対応してないケースもめだち結審への時間が長引く原因ともなっており、今まで積み上げてきた経験がいかされず無意味な議論を延々とするような事にだけには、なって欲しくないと思っている。

(文責 大原理事)